

議案第 140 号

阿山ふるさとの森公園条例の一部改正について

阿山ふるさとの森公園条例の一部を次のとおり改正しようとする。

平成 25 年 12 月 4 日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

阿山ふるさとの森公園条例の一部を改正する条例

阿山ふるさとの森公園条例（平成 16 年伊賀市条例第 217 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中「コンビネーション遊具」を削る。

別表第 2 中

「

ロッジ棟 ログハウス	1 棟 1 回	10,000 7,000	1 回 20 時間以内とする。 入場料は、1 人 1 回大人（13 歳以上）600 円、 子供（3 歳以上 12 歳以下）300 円とする。
野外活動施設			1 回 20 時間以内とする。テントスペース及びデイキャンプの入場料は、1 人 1 回大人（13 歳以上）400 円、 子供（3 歳以上 12 歳以下）200 円とする。
野外ステージ	1 回	20,000	
テントスペース	1 回	2,000	
コンビネーション遊具		無料	

を

」

「

ロッジ棟 ログハウス	1棟 1回	10,300 7,200	1回 20 時間以内とする。 入場料は、1人1回大人(13歳以上)620円、 子供(3歳以上12歳以下)310円とする。
野外活動施設			1回 20 時間以内とする。テントスペース及び デイキャンプの入場料は、1人1回大人(13歳以上)410円、 子供(3歳以上12歳以下)210円とする。
野外ステージ	1回	20,000	
テントスペース	1回	2,100	

に

」

改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前において、施行日以後における阿山ふるさとの森公園の使用を承認された者から徴収する利用料金の額は、この条例による改正後の阿山ふるさとの森公園条例別表第2の規定の例によるものとする。